

医療DX推進体制整備加算に係る掲示

【医療DXとは】

医療DX（デジタルトランスフォーメーション）の主な目的は、国民の健康増進に取り組める仕組みの構築や良質な医療・介護サービスの提供を推進することです

【医療DX推進体制整備加算とは】

医療DX推進に係る体制として別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関を受診した患者に対して初診を行った場合に算定できる加算

【施設基準】

1. オンライン請求を行っている
2. オンライン資格確認を行う体制を有している
3. 電子資格確認を利用して取得した診療情報を診察室で閲覧または活用できる体制を有している
4. 電子処方箋の発行については現在整備中です
(経過措置 令和7年3月31日まで)
5. 電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制については現在整備中です
(経過措置 令和7年9月30日まで)
6. マイナンバーカードの健康保険証利用について
お声掛け、ポスター掲示を行っている
7. 医療DX推進の体制に関する事項および質の高い医療を実施するための十分な情報を取得しおよび活用して診療を行うことについて
当医療機関の見やすい場所およびウェブサイト等に掲載している

上記の体制により、令和6年6月の診療報酬改正に伴い、

令和6年12月1日より初診料の算定時に

「医療DX推進体制整備加算」を月に1回に限り11点を算定します

※マイナンバーカードの利用率に応じた点数の為
毎月の請求点数が変わる可能性があります

医療DXを通じた質の高い診療提供を目指しておりますので
ご理解のほど 何卒よろしくお願い申し上げます

関越腎クリニック